

平成23年度九州大学大学院法学府  
修士課程入学試験問題（秋季）

国際知的財産法

1. 関係当事者が財産的価値を見出すような情報の保護の仕方として、特許法や著作権法のように、それ自体として他に譲渡可能な権利を法律が構成して付与する手法と、不正競争防止法のように、法律が列挙する他人の行為を排除する権利が与えられるだけで、そのような権利の譲渡ができるわけではない手法を挙げることができる。両者の手法の相違点について論じなさい。(50点)
2. すでに特許権が付与された技術を実施する製品を製造したり販売したりすることは、仮にそのような特許権の存在を知らなかったとしても、また、そのような技術の存在を知らず、いわば「再発明」したとしても、特許権侵害の責任を免れることができない。特許法がそのような仕組みを採用している政策的な理由を説明しなさい。(50点)